

## ベビーシッター派遣事業 制度概要(案)

利用対象者	<p>大阪大学の教職員(非常勤を含む)</p> <p>※共済組合または本学の社会保険加入者に限ります。</p> <p>※配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、ひとり親家庭によりサービスを使用しなければ就労することが困難な状況にあることが必要です。</p>
対象児童年齢	<p>0歳～小学校3年生</p> <p>(健全育成上の世話を必要とする要件に該当する場合は、小学校6年生まで)</p>
割引金額	<p>1日(回)対象児童1人につき1枚(2,200円)</p>
割引券取扱事業者	<p>ベビーシッター事業者は、「<u>公益財団法人全国保育サービス協会</u>」が指定する割引券取扱事業者に限ります。</p>
利用時の注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の家庭内での保育あるいは保育所等への送迎を依頼する場合に限ります。(本学一時預かり保育室等、利用者の家庭以外での保育には使用できません。)</li> <li>2. 割引券の利用可能枚数は1日(回)対象児童1人につき1枚、1か月に24枚まで、1年間に280枚までです。 ※産前産後の休業時や育児休業等の期間で、職場へ復帰のためにサービスを利用する場合は年度内に4枚使用できます。</li> <li>3. 割引券は利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とします。(ただし、交通費、会費、キャンセル料、保険等のサービス提供に付随する料金は含まない)。助成限度額を超える利用金額は対象者負担となります。</li> </ol>
詳細	<p>公益社団法人全国保育サービス協会「ベビーシッター派遣事業」HP参照(<a href="http://acsa.jp/htm/babysitter/">http://acsa.jp/htm/babysitter/</a>)</p>

※新型コロナウイルス感染症によって小学校等が臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合は、特例措置として、次のとおり割引券(2,200 円/枚)が使用できます。

	<平常時>	<特例措置>
1日の上限枚数	1枚/人	5枚/人
1か月の上限枚数	24枚/家庭	120枚/家庭
年間の上限枚数	280枚/家庭	上限なし

詳細は以下 HP を参照

[http://www.acsa.jp/images/babysitter/2020/special\\_measures\\_company.pdf](http://www.acsa.jp/images/babysitter/2020/special_measures_company.pdf)

※上記の他、多胎児用割引券もあり、多胎児2人:9,000 円/枚、多胎児3人以上:18,000 円/枚、1家庭1日(回)につき1枚とし、原則として、年度内に2枚まで使用できます。